

仙台市告示第682号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請がされたので、同法第15条第4項規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年12月21日

仙台市長 郡 和子

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 鈴木工業株式会社  
代表取締役 鈴木 伸彌  
住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目13-6、13-7、13-8、13-9、  
13-10
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
中間処理施設(焼却施設 固定式1施設)
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
産業廃棄物  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、  
鉋さい、動物のふん尿、ばいじん、動物系固形不要物(以上、自動車等破砕物を  
含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を  
除く。)  
特別管理産業廃棄物  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日  
令和5年12月18日
- 6 縦覧場所  
仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町2階  
仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課
- 7 縦覧期間  
令和5年12月21日から令和6年1月22日まで  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)  
に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。
- 8 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時まで
- 9 生活環境の保全上の見地からの意見の提出  
施設設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を  
提出することができる。

1 0 意見書の提出期限

令和6年2月5日

1 1 意見書の提出先

仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町2階

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課

1 2 意見書に記載すべき事項

- ①意見書提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登録された事務所又は事業所の所在地）
- ②縦覧対象施設の名称及び所在地
- ③生活環境の保全上の見地からの意見